（南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　監督（第三十二条）」を「第四章　削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第三十二条　削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

様式第四を次のように改める。

様式第四　削除

様式第六を削る。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一及び別記様式を削る。

（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、国の行政機関の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第八表面中「環境大臣」を削る。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第九号表面中「環境省（都道府県）」を「都道府県（都道府県知事）」に改める。

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第十七条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「及び第六項」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第十三表面中「環境大臣（地方環境事務所長）」を削る。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「及び法第七十七条第二項」、「それぞれ」及び「及び様式第二十二」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第二十一表面中「環境大臣（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

様式第二十二を削る。

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

第十九条　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第三十二表面中「環境大臣（地方環境事務所長）」を削る。